

上関原子力発電所（1，2号機）建設に係る詳細調査の概要

1．調査の目的

上関原子力発電所の建設にあたり「原子炉設置許可」(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23号)の申請に必要なデータを得ることを目的として、地質、地盤等に関する詳細な調査を行います。

2．調査内容

(1) 陸域における調査

a.ボーリング調査(約60本)

ボーリング機械により地盤を構成する岩石などを棒状のコアとして連続的に採取し、これを観察するとともに種々の試験を行います。

b.地震観察(1箇所)

地震計を追加設置して、地震観測を行います。

c.試掘坑調査(総延長約1km)

原子炉建屋の建設予定地等の地盤中にトンネルを掘り、地質を直接観察するとともにトンネル内において種々の試験を行います。

なお、調査開始にあたり、仮栈橋、ヤード整備および調査用道路の設置工事を行います。

d.弾性波探査(総延長約5km)

人工的に地盤に振動を発生させ、その波の伝わり方を測定して、地下の地質構造を調査します。

e.地表地質踏査(半径約30kmの範囲)

文献および航空写真による調査をもとに、現地において、地質および断層の有無を観察して断層の活動性、長さ等について調査します。

(2) 海域における調査

a.ボーリング調査(約60本)

ボーリング機械により地盤を構成する岩石などを棒状のコアとして連続的に採取し、これを観察するとともに種々の試験を行います。

b.弾性波探査(総延長約3km)

人工的に地盤に振動を発生させ、その波の伝わり方を測定して、地下の地質構造を調査します。

c.音波探査(半径約30kmの範囲)

船から海底に向けて音波を発振し、海底地盤から反射してくる波の伝わり方を測定して、海底の地形および地質構造を調査します。

3．調査範囲*

4．調査機関

2年程度

*ここでは概要図を省略しています。(安溪)